201 居宅介護支援費

点検項目	点検事項	点検結果	
居宅介護支援費(I)	厚生労働大臣の定める地域に所在する居宅介護支援事業所	□該当	
居宅介護支援費(Ⅱ)	厚生労働大臣の定める地域に所在する居宅介護支援事業所	□該当	

(自己点検シート) 201 居宅介護支援費(1/9)

点検項目	点検事項	点検結果	
運営基準減算	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、次の①、②及び③に適合		
	①利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ることについて、利用者又はその家族に対して、文書を交付して説明を行う	未実施	
	②居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて、利用者又はその家族に対して、文書を交付して説明を行う	未実施	
	③前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下③において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について利用者又はその家族に対して、文書を交付して説明を行う	未実施	
	居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たって、利用者の 居宅を訪問し、利用者及び家族への面接の実施	未実施	
	居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たって、サービス 担当者会議の開催等	未開催	
	居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たって、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付	未交付	
	居宅サービス計画を新規に作成した場合のサービス担当者会議等 の開催	未開催	
	要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合の サービス担当者会議等の開催	未開催	
	要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を 受けた場合のサービス担当者会議等の開催	未開催	
	モニタリングの実施に当たって、1月に利用者の居宅を訪問し、 利用者に面接の実施(特段の事情がない限り)	未実施	
	モニタリングの結果の記録	1ヶ月以上未実施	
	運営基準減算が2月以上継続していない	該当	

(自己点検シート) 201 居宅介護支援費(2/9)

点検項目	点検事項	点検結果	
特別地域居宅介護支援加 算	厚生労働大臣の定める地域に所在する居宅介護支援事業所	該当	
中山間地域等における小 規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域、厚生労働大臣が定める施設基準	該当	
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	該当	
特定事業所集中減算	①~⑤に掲げる事項を記載した書類を作成及び保存 ①判定期間における居宅サービス計画の総数 ②訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数 ③訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名 ④算定方法で計算した割合 ⑤算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由 判定期間に作成した居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護	作成及び保存 作成及び保存 作成及び保存 作成及び保存 作成及び保存 作成及び保存	
	サービス等各々の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合	80/100以上	
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成	該当	
	要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成	該当	
	要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画 を作成	該当	

(自己点検シート) 201 居宅介護支援費(3/9)

点検項目	点検事項	点検結果
入院時情報連携加算(I)	入院してから3日以内の情報提供	あり
	同月に入院時情報連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)の算定	なし
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	算定されていない
入院時情報連携加算(Ⅱ)	入院してから4日以上7日以内の情報提供	あり
	同月に入院時情報連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)の算定	なし
	入院時情報連携加算(I)	算定されていない
退院・退所加算(I)イ	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	該当
	入院又は入所期間中に退院・退所加算 (I) イ・ロ、 (Ⅱ) イ・ロ、 (Ⅲ) の算定	算定されていない
	初回加算	算定されていない
退院・退所加算(I)ロ	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を	該当
	入院又は入所期間中に退院・退所加算 (I) イ・ロ、(Ⅱ) イ・ロ、(Ⅲ) イ・ロ、(Ⅲ) の算定	算定されていない
	初回加算	算定されていない
退院・退所加算(Ⅱ)イ	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	該当
	入院又は入所期間中に退院・退所加算 (I) イ・ロ、(Ⅱ) イ・ロ、(Ⅲ) イ・ロ、(Ⅲ) の算定	算定されていない
	初回加算	算定されていない
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	該当
	入院又は入所期間中に退院・退所加算 (I) イ・ロ、(Ⅱ) イ・ロ、(Ⅲ) の算定	算定されていない
	初回加算	算定されていない

(自己点検シート) 201 居宅介護支援費(4/9)

点検項目	点検事項	点検結果	
退院・退所加算(皿)	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	該当	
	入院又は入所期間中に退院・退所加算 (I) イ・ロ、(Ⅱ) イ・ロ、(Ⅲ) の算定	算定されていない	
	初回加算	算定されていない	
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護 支援専門員が同席	あり	
	医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用 者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用 者に関する必要な情報の提供を受ける	あり	
	居宅サービス計画に記録	あり	
	同月に通院時情報連携の算定	算定されていない	
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅への訪問、カンファレンス及び必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整	実施	
	月の算定回数	2回以下	
	カンファレンスの実施日(指導した日が異なる場合は指導日もあわせて)、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点についての居宅サービス計画等への記載	あり	

(自己点検シート) 201 居宅介護支援費(5/9)

点検項目	点検事項	点検結果
ターミナルケアマネジメ ント加算	ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制	あり
	利用者又は家族の同意を得て、その死亡日及び死亡日14日以内 に居宅を訪問	2 日以上
	ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又は家 族が同意した時点以降、終末期の利用者の心身の状況の変化等必 要な記録	あり
	上記記録の主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅 サービス事業者への提供	あり
	他の指定居宅介護支援事業所で当該加算の算定の有無	なし
特定事業所加算(I)	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 2名以上	配置
	常勤かつ専従の介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く) 3名以上	配置
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係 る伝達等を目的とした会議を定期的に開催	開催
	2 4 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談 に対応する体制	確保
	算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又 は要介護5である者の割合	4割以上
	事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修(研修計 画の作成及び実施)	実施
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合に おいても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を 提供	提供
	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等	参加
	運営基準減算又は特定事業所集中減算	未適用
	介護支援専門員1人当たりの指定居宅介護支援の提供を受ける利 用者数	40名未満 ※居宅介護支援費 (Ⅱ)を算定して いる場合は45名未 満
	法定研修等に協力又は協力体制の確保	確保
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討 会等	実施
	多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援する サービスの包括的に提供される居宅サービス計画の作成(必要に	作成

(自己点検シート) 201 居宅介護支援費(6/9)

点検項目	点検事項	点検結果
特定事業所加算(Ⅱ)	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1名以上	配置
	常勤かつ専従の介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く) 3名以上	配置
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係 る伝達等を目的とした会議を定期的に開催	開催
	2 4 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談 に対応する体制	確保
	事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修(研修計 画の作成及び実施)	実施
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合に おいても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を 場供	提供
	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等	参加
	運営基準減算又は特定事業所集中減算	未適用
	介護支援専門員1人当たりの指定居宅介護支援の提供を受ける利 用者数	40名未満 ※居宅介護支援費 (Ⅱ)を算定して いる場合は45名未 満
	法定研修等に協力又は協力体制の確保	確保
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討 会等	実施
	多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援する サービスの包括的に提供される居宅サービス計画の作成(必要に 応じて)	作成

(自己点検シート) 201 居宅介護支援費(7/9)

点検項目	点検事項	点検結果	
特定事業所加算(皿)	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1名以上	配置	
	常勤かつ専従の介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く) 2名以上	配置	
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係 る伝達等を目的とした会議を定期的に開催	開催	
	2 4 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談 に対応する体制	確保	
	事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修(研修計 画の作成及び実施)	実施	
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合に おいても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を	提供	
	根機 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等	参加	
	運営基準減算又は特定事業所集中減算	未適用	
	介護支援専門員1人当たりの指定居宅介護支援の提供を受ける利 用者数	40名未満 ※居宅介護支援費 (Ⅱ)を算定して いる場合は45名未 満	
	法定研修等に協力又は協力体制の確保	確保	
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討 会等	実施	
	多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援する サービスの包括的に提供される居宅サービス計画の作成(必要に 応じて)	作成	

(自己点検シート) 201 居宅介護支援費(8/9)

点検項目	点検事項	点検結果
特定事業所加算(A)	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1名以上	配置
	常勤かつ専従の介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く) 1 名以上	配置
	専従の介護支援専門員が常勤換算方法で1名以上 (他の居宅介 護支援事業所との兼務可。ただし、連携している他の居宅介護支 援事業所がある場合は当該事業所に限る)	配置
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係 る伝達等を目的とした会議を定期的に開催	開催
	2 4時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談 に対応する体制 ※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可	確保
	事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修(研修計 画の作成及び実施) ※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可	実施
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合に おいても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を ####	提供
	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等	参加
	運営基準減算又は特定事業所集中減算	未適用
	介護支援専門員1人当たりの指定居宅介護支援の提供を受ける利 用者数	40名未満 ※居宅介護支援費 (Ⅱ)を算定して いる場合は45名未 満
	法定研修等に協力又は協力体制の確保 ※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可	確保
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討 会等 ※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可	実施
	多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援する サービスの包括的に提供される居宅サービス計画の作成(必要に 応じて)	作成
特定事業所医療介護連携 加算	前々年度の3月から前年度の2月までの間における退院・退所加 算の算定に係る病院等との連携の回数の合計	3 5 回以上
	前々年度の3月から前年度の2月までの間におけるターミナルケ アマネジメント加算の算定数	5回以上
	特定事業所加算(I)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)の算定	あり

(自己点検シート) 201 居宅介護支援費(9/9)